

事 務 連 絡

平成 27 年 4 月 7 日

公益社団法人 全日本トラック協会 様

国 土 交 通 省

自 動 車 局 貨 物 課

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」

の周知について(依頼)

日頃より交通・環境対策についてご協力いただき感謝申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、平成 25 年6月に改正法である「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(略称:「フロン排出抑制法」)が公布され、本年4月1日から施行されました。

当該改正では、フロン類を冷媒として使用している機器の管理を行うトラック運送事業者においても、冷蔵・冷凍車等を保有する者をはじめとして、下記のような内容が求められることとなっています。このため、施行に伴い、貴協会の会員事業者等に対して、改めて本事務連絡及び別紙の内容について広く周知をお願いいたします。

<改正法の施行により求められることとなる主な内容>

1. 平常時の点検及びフロン類の漏えい発見時の対応等について

フロン類を冷媒として使用する機器の適切な管理を行うため、一般的に以下の内容を行うことが求められることとなります。

(1) 適切な場所への設置等

・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置及び設置する環境の維持保全。

(2) 機器の点検

・全ての第1種特定製品(業務用冷凍空調等)を対象とした簡易点検の実施。

※一定の第1種特定製品については、専門知識を有する者による定期点検の実施。

(3) 点検等の履歴の保存

・適切な機器管理を行うために、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存。

・機器整備の際に、整備事業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

(4) 漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止

・冷媒漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定及び必要な措置の実施。

2. 算定漏えい量の報告について

算定漏えい量が年間 1000CO₂-t 以上(※)の事業者については、事業者の名称・所在地やフロン類算定漏えい量を報告することを義務づけられることとなり、違反した場合は罰則があります。

※環境省・経済産業省等の試算によると、冷蔵・冷凍車等の保有車両台数であれば 550 両以上、冷凍冷蔵倉庫及び低温倉庫であれば1～2台以上使用している場合が、おおよその目安になるとされています。

<添付資料>

別紙1 フロン排出抑制法の概要

別紙2 第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について

以上